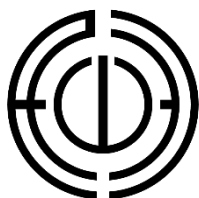


引継用

役員が交代した場合には
必ず次の人へ引継ぎをしましょう

自主防災組織 活動マニュアル



(写真：令和元年房総半島台風での被害)

令和4年10月
館山市

改 訂 記 録

[illegible]

目次

はじめに	1
1. 自主防災組織の必要性	2
2. 自主防災組織の体制	3
(1) 自主防災組織の役割	3
(2) 自主防災組織の構成と任務	3
(3) 地域防災リーダー	3
3. 自主防災組織の結成から活動まで	4
4. 自主防災組織の活動	5
(1) 平常時の活動	5
①防災知識の普及・啓発	5
②地域の災害危険箇所の把握や避難場所等の確認	6
③防災訓練の実施	6
④災害時要支援者対策	9
⑤防災資機材等の整備	9
⑥地区内の他団体との連携	9
(2) 災害時の活動	10
①避難行動	10
②情報の収集及び伝達	10
③出火防止、初期消火	11
④救出・救助	11
⑤給食・給水	12
⑥避難所の開設・運営等	13
■地震災害時の活動	14
■風水害時の活動	15
■被害状況確認要領	16

はじめに

災害による被害を最小限にするためには、自助・**共助**・公助の連携が重要です！ このうち「自分たちの地域は自分たちで守る」という「**共助**」の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織が「**自主防災組織**」です。

自分の地域に「自主防災組織」が未だ無いようでしたら、自治会等を中心に自主防災組織を設立することを検討してください。

既存の自主防災組織にあっては、平常時における防災訓練や防災啓発を継続的に実施し、地域の防災力を高めましょう。

以下に、自主防災組織の設立及び活動の参考となる資料を掲載しましたので、地域防災力の向上及び活性化の参考としてください。

1. 自主防災組織の必要性

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震が発生し、東北地方から関東地方の太平洋沿岸では津波による大きな被害を受けました。

また、令和元年 9 月 9 日に上陸した房総半島台風（台風第 15 号）、それに続く東日本台風（台風第 19 号）、10 月 25 日の豪雨により、千葉県に大きな被害をもたらしました。



【写真：宮城県石巻市の津波被害】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症対策への備えも重要になっています。

災害から自分や家族の命を守るためには、普段から十分な対策を講じておかなくてはなりません。しかし、大規模な災害が発生した場合、自分や家族だけの力では限界があります。

このような時、隣近所の人がお互いに協力しながら、防災活動に組織的に取り組む（共助）ことにより、被害を軽減することができます。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の人たちが一緒になって、自主的に防災活動に取り組むための組織を「自主防災組織」といいます。

■事例

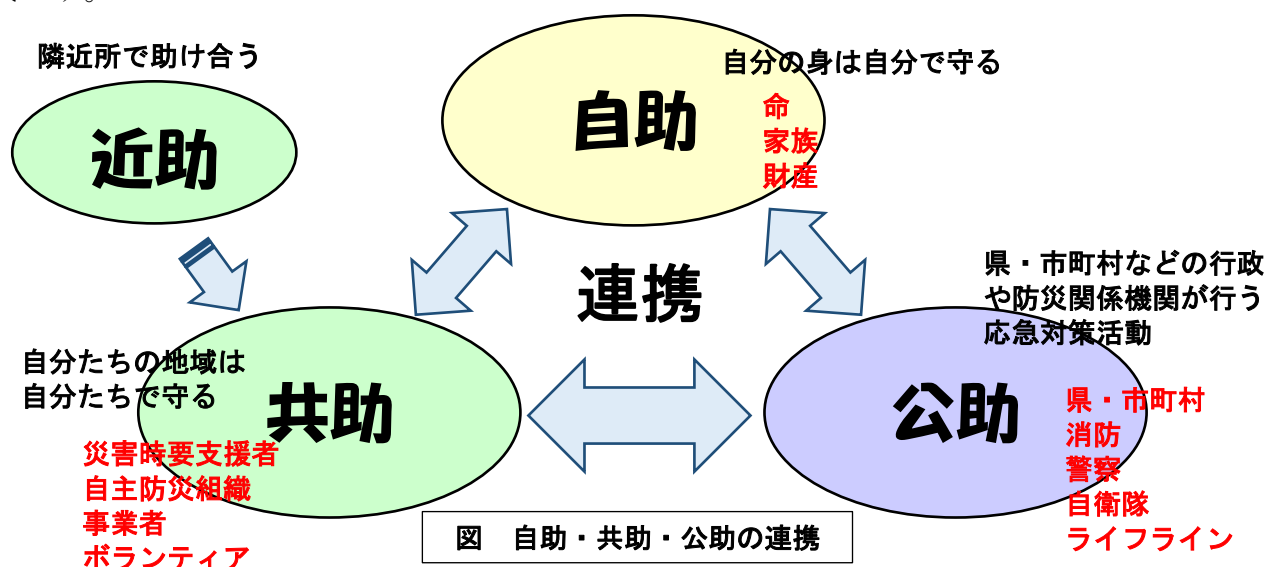
平成 7 年 1 月に発生した「阪神・淡路大震災」では、発災直後は防災関係機関の活動が十分に機能しませんでした。その一方で、隣近所の多くの人々が協力し合い、救助活動に参加して尊い命を守った事例や初期消火を行い延焼を防止した事例などが報告されました。

また、平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」では、宮城県七ヶ浜町の自主防災組織のリーダーが県の想定を超す大津波の到来をラジオで知り、指定の避難場所から住民をさらに高所に避難させ、多くの命を救った事例が報道されました。

館山市でもこのような災害事例を教訓に、自主防災組織設立を推進し、現在では 156 町内会等のうち、148 の自主防災会（結成率 94.9%）が設立されています。

○災害対策の基本

災害による被害を最小限に抑える（減災）ためには、「自助」「共助」「公助」の連携が重要です。



2. 自主防災組織の体制

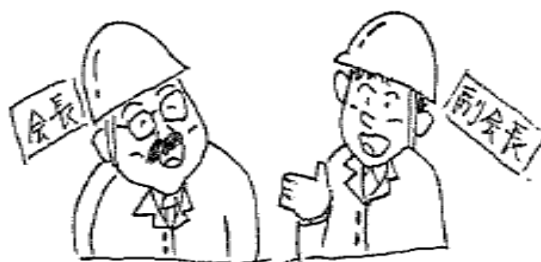
(1) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行い、また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

(2) 自主防災組織の構成と任務

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成します。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定めます。班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させるなどしましょう。



(3) 地域防災リーダーについて

地域防災リーダーとは、地域の自主防災組織の一員として、平常時には防災訓練の企画への参画、地域住民への防災技術の指導、防災知識の普及・啓発等を行う、地域防災の中心となる人です。災害時には、自身や家族の安全を確保した上で、できる範囲で自主防災組織がより効果的に防災活動に取り組めるよう、地域の中でリーダーシップを発揮して、自助・共助と公助（行政などの公的支援）のパイプ役として、防災活動に取り組めます。

○組織の構成・任務分担（例）

	平常時の行動	発災時の行動
会長・副会長 （地域防災リーダー）	☐ 年間防災計画の作成 ☐ 組織の役割確認 ☐ 防災関係機関との連携確保	☐ 構成員の招集 ☐ 各班の調整及び指導 ☐ 市災害対策本部との調整
情報班 （地域防災リーダー）	☐ 防災知識の普及・啓発 ☐ 連絡網の整備 ☐ 地域防災マップの作成 ☐ 情報収集・伝達訓練	☐ 災害情報の伝達 ☐ 被害状況の把握 ☐ 防災関係機関との連絡
消火班	☐ 出火防止の啓発活動 ☐ 資機材の点検・整備 ☐ 初期消火訓練	☐ 出火防止活動 ☐ 初期消火活動 ☐ 消防機関への協力
避難誘導班	☐ 避難場所・経路等の確認 ☐ 災害時要支援者の把握 ☐ 避難誘導訓練	☐ 避難場所と経路の安全確認 ☐ 避難の呼びかけ、誘導 ☐ 避難場所における混乱防止
救出救護班	☐ 救助資機材の整備 ☐ 応急手当、衛生知識の普及 ☐ 救出救護訓練	☐ 負傷者等の把握 ☐ 応急救護活動 ☐ 医療機関等への搬送
給食給水班	☐ 給食資器材の確保 ☐ 食糧の備蓄の呼びかけ ☐ 給食・給水訓練	☐ 給食物資等の調達 ☐ 救援物資の配給 ☐ 炊き出し

3. 自主防災組織の結成から活動まで

①町内会、自治会で防災について話し合う！

②役員会で検討し、総会で決議する！

○自治会の内部組織として防災部を設けたり、新たに自主防災組織として立ち上げる。

○役員でどのような組織にするかを決め総会で決議をし、賛同を得る。

③自主防災リーダーを決める！

④自主防災組織の規約を決める！

○既存の自治会の規約に、自主防災活動についての記述を加えた形をとる。

○新たに「××自主防災組織」として規約を作成する。

⑤防災計画を策定する！

○市の防災担当課（危機管理課）と相談しながら、災害時の防災体制や避難場所など自分の地域に即した地区防災計画を策定する。

⑥規約や防災計画等について、総会で討議し策定する！

自主防災組織の結成！！！！

○回覧板等を活用して地域住民へ周知する。

⑦自主防災組織の結成について、市の防災担当課（危機管理課）へ報告する！

⑧自主防災活動を実施する！

○防災資機材等の整備をする。

※市では防災倉庫や備品の購入費補助制度を設け活動支援をしています！

○平常時は、防災訓練、資機材の定期点検、防災意識の啓発活動を行う。

○災害時は、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施等を行う。

自主防災組織設置のヒント！！！！

- 1 防災部会など、既に自主防災組織に類似している組織がある場合には、その活動内容の充実や強化を図って自主防災体制を強化する。
- 2 防災部会などもなく、特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の中に、避難や初期消火などの防災（訓練）活動を盛り込み、地域の人々の防災意識を高めたうえで防災組織を設置する。

※自主防災組織設置をするための注意事項

- ①継続して活動が行えること。
- ②政治や宗教とは切り離すこと。
- ③明確な目的をもつこと。



4. 自主防災組織の活動

（１）平常時の活動

①防災知識の普及・啓発（地域防災・家庭内の安全対策）

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、災害による被害を最小限に食い止めるためには、地域住民が防災に関する正しい知識を持っている必要があります。

そのため、様々な機会をとらえて、継続的に防災知識の普及・啓発に取り組むことが重要です。

○普及啓発の方法（例）

- ・地域の行事やイベントの中で、防災に関することを取り入れ意識啓発をする。
- ・市や消防機関等の講習会や研修へ積極的に参加する。
- ・市の出前講座等を利用し、危機管理課や消防機関等から説明を受ける。
- ・防災に関する知識やパンフレットを作成して配付する。 など

■啓発する内容（例）

- ・自主防災組織の役割分担や活動内容
- ・地震や津波などの災害が起こった時の対応
- ・災害時要支援者への対応
- ・各個人、各家庭での防災対策
- ・地震や津波、風水害などに関する知識 など



【防災記事を充実 八幡連合区】

②地域の災害危険箇所の把握や避難場所等の確認

地域の危険な場所や防災設備、避難場所、高台、避難ルートを確認し、地域の「防災マップ」を作成し周知することで、実際の災害時に活用できるとともに、地域住民の防災意識の向上に効果があります。

○把握方法

- ・ 地域住民が多く参加できるよう「防災ウォーキング」や「タウンウォッチング」を開催する。
- ・ 市の「防災マップ」を活用し、危険箇所や避難場所、高台を把握する。

■把握する内容（例）

- ・ 危険物集積地域、倒壊のおそれのある建物・ブロック塀、土砂災害危険区域、浸水しやすい地域
- ・ 避難場所や高台、避難所（学校等）
- ・ 災害時要支援者にも配慮した避難経路等
- ・ 井戸や貯水槽等の水源
- ・ 消化栓などの消防水利、防災資機材の所在



③防災訓練の実施

実際に災害が発生した際に、落ち着いて行動できるよう、日ごろから繰り返し訓練を行うことが大切です。

【総合訓練】

個別訓練によって習得した知識・技術を総合して、組織の各班相互の連携をとり、効果的な防災訓練が行えるようにする。

■ポイント

- ・ 市では、土砂災害や洪水を想定した水防訓練を毎年6月頃に、地震や津波を想定した合同防災訓練を毎年6月頃及び10月頃に実施しています。
- ・ 市や消防署では、自主防災会が実施する訓練について支援をしていますので、実施方法などご相談ください。
- ・ 自主防災会が訓練を実施する場合は、事前に「訓練実施届」を市危機管理課へ提出してください。これにより、準備や訓練中の事故により負傷した場合は、市が加入する「防火防災訓練災害補償等共済制度」が適用されます。



【水防訓練 館野地区】

【図上訓練】

災害時の行動等をイメージすることで、災害に対する地域や自らの意識に何が足りないのか、今後何をすれば良いのかという「行動」に繋がる重要な訓練です。

図上訓練は、地図を使って、防災対策を検討する「D I G」や、災害対応の場面でどのような決断を下すのかというのをシミュレーションする災害対応カードゲーム「クロスロード」などの防災ゲームを活用する方法などがあります。



【D I G 布良自主防災会】

■ポイント

- ・市では、「D I G」に関するマニュアルの提供やアドバイスをを行っています。
- ・県では防災ゲームの貸し出しをしています。市危機管理課へご相談ください。

【個別訓練】

情報収集・伝達訓練

地域の被災状況、災害危険箇所、避難状況等の情報を正確、迅速に収集する。

市からの情報や指示事項、ラジオ等から得た情報を正確、迅速に住民に伝達する。

■ポイント

- ・自主防災組織としてあらかじめ情報伝達経路を定める。
- ・情報収集係と情報伝達係を決める。
- ・災害時要支援者の所在等も事前に把握し、情報の伝達に配慮する。
- ・市や消防機関等との情報を共有する。
- ・事実を確認し、時機に適した報告を行う。
- ・数字の伝達は特に注意する。
- ・伝達は、簡単な言葉で行い、メモ程度の文書を渡しておく。

初期消火訓練

消火器、三角バケツ、可搬式ポンプ等の使用方法及び消火技術を身につける。

近隣の人同士が協力して、バケツリレーや消火器による消火活動ができる体制をつくる。

■ポイント

- ・消防署では、水消火器を使用した初期消火訓練の指導を行っています。



【初期消火 菌区】

救出救助訓練

はしご、ロープ、エンジンカッター等の救出用資機材の使用方法や、けがをした人の応急手当の方法、救護所への搬送等を身につける。

■ポイント

- ・消防署では、A E D等の救急救命用資機材の使用方法、負傷者の手当の方法など、救命講習の指導を行っています。



【応急救護 湊団地】

避難訓練

各個人としては、避難時の非常持出品や服装等を再確認する。組織としては、避難誘導班を中心として組織ぐるみで避難の要領を把握し、指定された避難場所まで早く安全に避難できるようにする。

■ポイント

- ・事前に、安全な避難経路を確認し、実際に行ってみる。
- ・災害時要支援者の避難方法について配慮する。
- ・地震、津波、火災、水害などの災害の種類を想定した避難訓練を実施する。
- ・消防署では、避難訓練の指導を行っています。



【避難訓練 大賀区】

給食・給水訓練

炊飯装置、ろ水装置の使用等限られた資機材を有効に活用して食糧や飲料水を確保する方法や技術を身につける。また、食糧を各人に効率よく配給する方法を訓練する。

■ポイント

- ・各家庭において、数日間（最低3日間）生活できる程度の食糧等の備蓄を行う。
- ・組織として、共同備蓄倉庫等を設け備蓄する。
- ・組織として、食糧品等の配給計画やその周知方法を策定し、整然と配布できるようにする。

■その他

- ・市では、賞味期限の迫った非常用食糧（アルファ米等）がある場合、訓練用に無償提供することがあります。



【炊出し 波左間区】

④災害時要支援者対策

災害時に、高齢者や障害者など災害時要支援者に対する避難支援等を迅速、的確に行うために、平常時から災害時要支援者の方がどこにどのように暮らしているのか、また、平常時においてはどの場所にどの程度の人数が居るのか等の情報を把握する必要があります。

また、避難誘導が迅速かつ適切に行えるように、災害時要支援者一人ひとりに対して、支援者を決め、どのように避難等を支援していくか個別に計画を作成しておくことも必要です。



【避難支援 新井区】

⑤防災資機材等の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の防災活動を行うには、それぞれの活動に必要な資機材を備える必要があります。

どのような資機材を備える必要があるかは、地域の実情や組織の構成等を考慮して、市や消防機関と相談しながら検討します。



【防災備品 根岸区】

○目的別防災資機材（例）

目的	防災資機材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、携帯用ラジオ、ハンドマイク、メガホン など
初期消火用	消火器、防火水槽、水バケツ、ホース、防火衣、ヘルメット など
救出・救護用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、救急セット、担架、毛布 など
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、ライト、簡易トイレ など
給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、給水タンク、ろ水機 など
訓練・防災啓発用	訓練用消火器、視聴覚機器 など
応急補修用	ブルーシート、土のう袋、P P ロープ、梯子 など
その他	防災倉庫、ビニールシート など

⑥地区内の他団体との連携

大規模災害が発生した場合、一地域の自主防災組織だけで対応することは困難になります。近隣の自主防災組織や地域の消防団、民生委員、事業所、学校及び災害ボランティア等と情報交換を行い、助け合う協力体制が必要です。

平常時から、関係団体との連携を密にすることによって、災害時に一体となって防災活動を行うことが出来ます。

【消防団との各種訓練】

初期消火、救出・救護等の訓練に、消防団員の指導を受けながら訓練を実施する。

【学校等との避難所運営訓練】

避難所の開設や運営の訓練を実施する。

【民生委員等の福祉関係者との避難訓練】

福祉関係者等との合同訓練によって、災害時要支援者の避難支援体制を確認する。

【事業所との合同防災訓練】

事業所も地域の一員であるため、応援協力体制を整備するための訓練を行う。

（２）災害時の活動

①避難行動

地域の危険性によって避難の方法が異なります。自分の地域ではどのような避難行動が必要なのか、市や消防機関等と十分協議の上、組織の防災計画において密接な避難計画をつくり、住民に周知徹底しておきます。

情報の食い違いによる誤った避難行動は危険ですので、必ず正確な情報に基づいて行動するようにしましょう。また、自力で避難することが困難な災害時要支援者について事前に把握しておき、自主防災組織の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように皆で協力することが大切です。

- 1 地震発生後、津波や土砂災害の危険が予想される地域は、火元を確認（ガスの元栓を閉め、ブレーカーを切る）し、声を掛け合い、助け合ってすぐに避難する。
- 2 風水害が発生するおそれがある場合、外出することでかえって命に危険が及ぶ状況では、自宅内の安全な場所に避難するよう住民に呼びかける。
- 3 避難指示等が出たら、避難を呼びかけ、避難人員を点呼し、二次災害に注意しながら避難誘導を行う。
- 4 一時避難場所においても、ラジオやSNS、携帯電話等の情報を常に注意し、必要に応じさらに安全な場所に誘導する。

■ポイント

- ・市の発令する避難指示等の伝達が遅れたり、あるいは指示が届かないことも想定されるので、組織として自主的に避難することも念頭におく。
- ・災害の種類、昼夜間の別、天候、風向き等によって、安全な避難経路が異なるので、前もって複数の避難経路を用意しておきます。
- ・担架やリヤカーなどの必要性も考えて、日頃から準備しておきます。

②情報の収集及び伝達

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の被災状況、火災発生等）や避難状況を迅速にとりまとめ、市の災害対策本部（または地区本部）に報告してください。

※被害状況の確認及び報告要領については、16 頁を参照。

- 1 災害発生後、情報班は地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。
- 2 情報班長は、各地区担当より受けた情報をまとめ、市災害対策本部（危機管理課内 22-3442）又は地区本部（各避難所）に報告する。「被害なし」も重要な情報。

- 3 災害時はデマが流れがちです。情報班は、防災行政無線や、広報車、ラジオ、携帯電話等で正確な情報を確認し、地域内の各家庭に伝えて混乱が起こらないようにする。

■ポイント

- ・市は災害が起こる恐れがあるとき、各公民館や小学校に地区本部を設置します。
(設置基準：震度5強以上の地震や津波警報発表、避難指示等の発令など)
- ・地区本部は、情報収集や伝達のほか、被災者支援の拠点となります。
- ・地区本部設置前は、市危機管理課（電話 22-3442）が連絡窓口となります。
- ・情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当者を決めておく。
- ・情報伝達を迅速に行うため、事前に連絡網など連絡体制を作成しておく。



③出火防止、初期消火

大規模な地震発生時には、通常の火災よりも消防活動が制限されます。

消火班は、火災が起きないように火の元の確認や電気ブレーカーを落とすなど速やかに指示・確認をします。出火した場合は、初期消火や延焼防止をおこないます。

【初期消火活動の一例】

- 1 地震発生後、各家庭に出火防止の注意喚起を行います。
- 2 地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動する。
- 3 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- 4 消防機関が到着したら、その指示に従う。



■ポイント

- ・自主防災組織の消火活動は「初期消火」と「延焼防止」です。出火から3分以内の天井に火が回っていない状態が初期消火の限度です。
- ・初期消火が困難な場合は、延焼防止に当たりますが、危険な場合は避難します。

④救出・救助

建物の倒壊や落下物などで多数の負傷者が発生した場合には、消防機関だけでは十分な対応ができません。救出・救護班は、動ける人と協力し合って救出や救護を行います。

【救出活動の手順】

- 1 自分の安全を確認したら、家族隣人の救出
 - ・負傷者等の居場所の情報を集める。大きな声で呼び反応を見る。
 - ・居場所がわかったら救出のための人を集める。人が見える場合は5～10人、見え



ない時は 20 人位がよい。

- ・ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出。

2 自主防災組織による救出

- ・特技者によるチェンソー、可搬ウインチ、エンジンカッターなどを利用した救出。
- ・被災者の埋没位置、数などを的確に把握しておくこと。

【救助活動の手順】

- 1 軽傷の場合は、家庭内や救出救護班の応急救護品で手当てを行う。
- 2 医師による治療が必要な場合や重傷患者は、市が開設する救護所や病院へ搬送する。

■ポイント

- ・自主防災組織で救出活動用の資機材を準備しておく。
- ・救出作業は危険を伴う場合がありますので、二次災害に十分注意しましょう。
- ・倒壊建物からの救出には多くの人員や資機材が必要です。やみくもに作業するのではなく、情報を確認し合って連携し、効果的に行動することが必要です。
- ・応急手当の方法など、平常時から消防署が実施する講習を受講し習熟しておく。

⑤給食・給水

災害時に水道が使えない場合や、食糧の調達が行えなくなることもあります。自主防災組織で井戸の確保や水の調達・管理を行うことも想定します。食糧についても調達や管理を行い、材料から炊出しができるような道具の保有なども行います。

また、給水車などの巡回や食糧の配給が始まった場合でも整然と受取れるような体制作りに心がけます。



【給食・給水の手順】

- 1 避難者に対し、備蓄食糧や供給された食糧を均等に配分できるよう、人数の確認を行う。
- 2 備蓄食糧や供給された食糧を炊き出し、避難者に配分する。
- 3 給水活動が速やかに行えるように、避難所への給水車の進入経路を確保する。

■ポイント

- ・災害発生当初は混乱が予想されるため、調理を必要としないものから配分する。
- ・炊き出しの際は、食中毒などの二次災害をださないよう、衛生面に十分配慮する。
- ・高齢者や病人、乳幼児などは一般の防災備蓄食料があわない場合もあるため、食べられるように配慮する。
- ・配分は不平等にならないことが大原則です。全員分が揃うまで配らないようにするか、足りないことを十分に説明して納得を得てから配分するよう配慮する。

⑥避難所の開設・運営等

避難所は、家屋の倒壊、焼失などによる被災者を、一時的に公民館や学校などの建物に収容し、保護するため開設します。

避難所の運営は、避難住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるよう、避難所に集まる自主防災組織が中心となり、市、施設管理者と協力して行います。



- 1 避難所の開設は、原則として市が行いますが、緊急避難を要する場合は、施設管理者と自主防災会が協議をし、住民を収容します。
- 2 緊急的に避難所を開設する際には、施設の安全性を十分確認するとともに、建物周辺の火災や土砂災害など二次災害の危険性についても確認します。
- 3 避難所開設キットを活用する。
避難所開設キットの内容
○除菌用アルコール ○ボールペン ○油性マジック ○バリケードテープ
○ホワイトボード用マーカー ○ホワイトボードシート
○ホワイトボード用黒板消し ○養生テープ ○付箋 ○懐中電灯
○延長コード ○はさみ ○カッター ○軍手 ○雑巾 ○ポリ袋
○クリアファイル ○PPロープ ○用箋ばさみ 等
- 4 施設の安全性が確認できない場合は、住民は施設内に入らず、他の施設への受入れについて地区本部を通じ、市災害対策本部と協議します。
- 5 避難住民には、家族ごとに避難者名簿を配布し、記入してもらいます。
- 6 避難住民の収容を終えた後、収容人数を地区本部又は災害対策本部に報告します。
- 7 避難所が開設される場合は、「館山市避難所運営マニュアル」により、避難所運営組織をつくり、避難生活を支援します。

■地震・津波災害時の活動

時間	状況	各個人の行動	自主防災活動	市の活動
0分	地震発生	☐ 身の安全確保 ☐ 火の始末 ☐ 出口の確保		
1分～2分	揺れがおさまった	☐ 火元の確認 ☐ 初期消火 ☐ 家族の安全確認 ☐ 靴を履く		
3分	震度速報発表 津波警報・注意報発表	☐ 津波・土砂災害の危険が予想される地域は即避難（避難誘導班による誘導） ☐ 隣近所は無事か ☐ 隣近所に火は出していないか ☐ ラジオや携帯電話、防災無線により情報確認		☐ 注意喚起（出火防止・津波情報）※自動放送（J-ALERT） ☐ 災害対応職員参集開始
5分～数時間	火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見	☐ みんなで初期消火 ☐ みんなで救出活動	☐ 情報班による地域内の被害情報収集 ☐ 情報を住民へ正しく伝達 ☐ 消火班による初期消火活動（バケツリレー、可搬ポンプ等） ☐ 救出・救護班による救出活動 ☐ 負傷者の応急救護、救護所への搬送 ☐ 災害時要支援者の避難支援	☐ 被害報告（消防庁・県） ☐ 災害対策本部の設置と機能確立 市役所4号館において、情報集約と発信、避難指示等の発令、応援要請等の対策を行う ☐ 地区本部を設置 公民館や各小学校において、情報収集や伝達、避難所開設等を行う
数時間後～数日	避難生活	☐ 自主防災組織に協力して秩序ある避難生活を	☐ 市と協力して避難所運営 ☐ 給食・給水班による物資の調達、配給、炊き出し活動 ☐ 災害時要支援者の生活支援	☐ 医療支援 ☐ 災害時要支援者の状況把握と支援 ☐ 消防機関による救出・救助・消火等 ☐ 住民・マスコミ対応 ☐ 物資の調達・配給 ☐ 避難所の運営 ☐ 生活情報の提供

■風水害時の活動

	各個人の行動	自主防災活動	市の活動
災害発生前	☐ 気象情報に注意 (テレビ、ラジオ、携帯電話等) ☐ 非常持出品の点検 ☐ 避難場所や経路の再確認 ☐ 危険な場所に近づかない(がけ、河川等) ☐ 危険を感じたら身の安全を図る(早めの避難。避難が困難な場合は2階など、より安全な場所への移動) ☐ 避難指示等に注意する	☐ 住民への避難の呼びかけ ☐ 土のう積み等、被害を抑える行動 ☐ 災害時要支援者の避難支援 ※早期の情報伝達・事前行動が必要 ※土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市へ通報する	☐ 警戒体制や災害対策本部を設置し、的確な情報収集を行う。 ☐ 道路・河川・水路等のパトロールを実施する。 ☐ 危険が迫っていると判断したときは、危険区域の住民に避難を呼びかける。 ☐ 避難所の立ち上げ ☐ 高齢者や障害者など災害時要支援者の状況把握
災害発生後	☐ 早期に避難を完了する 	☐ 水防活動 ☐ 安否や被害についての情報収集 ☐ 集めた情報を地区本部又は災害対策本部へ情報伝達 ☐ 救出活動 ☐ 負傷者の手当・搬送 ☐ 避難所運営 ※被害を抑えるための行動と避難所運営	☐ 消防機関や警察などと連携し、救出・救助や被害拡大防止の活動を迅速に行う。 ☐ 特に要救助者が取り残される状況がないよう、積極的に安否情報を収集する。 ☐ 自主防災組織からの被害情報を受け、その対応を行う。 ☐ 住民の避難先やその施設の危険性など、情報を収集し、被害拡大を防止する。 ☐ 流言も被害を拡大させる恐れがあるため、正しい情報の広報に努める。

■避難行動時のポイント

人間には、「正常化の偏見」や「集団同調性バイアス」という特性があると言われていますので、早めの避難を心掛けることが大切です。

▼「正常化の偏見」(心理学用語)

相応の情報があっても都合のいい理由をつけ、災害の危険を過小評価してしまう人間の特性

▼「集団同調性バイアス」(心理学用語)

危険を知らせる情報を入手していても、周りの人々の行動にあわせようとする心理。避難指示等が発令されても、周りが避難行動をたかなければ、自分も避難しない。この場合、自主防災組織の役員自らが率先して避難行動をとることが効果的です。

■被害状況確認要領

1 趣旨

災害時、人命及びライフラインに影響する事象に迅速、確実に対応するため、自主防災組織が主体となり、区・町内会内の被害状況を速やかに確認し、館山市災害対策本部へ報告する要領を定める。

なお、自主防災組織を設置していない区・町内会においては、これに準じた組織を編成し、対応する。

2 平常時の準備

各自主防災組織は情報班が主担当となり、過去の災害発生場所等をもとに区・町内会内の危険箇所（土砂崩れ、冠水・浸水等）を把握するとともに、防災マップ、住宅地図等を活用し、住民に対して危険箇所の周知に努める。

3 災害が発生する恐れのある場合の確認事項

（１）所要の連絡先確認

災害の発生に備えて、区長・町内会長、地元消防団、警察署（交番及び駐在所を含む）の連絡先を再確認する。

（２）資材の準備、調査要領の確認

災害の発生に備えて、現地調査で使用する資材及び調査要領について確認する。

□準備資材：携帯電話（予備バッテリー携帯）

カメラ（カメラ付携帯電話可）、報告様式、筆記用具等

装備物件（ヘルメット、ビブス、軍手（手袋）、雨衣・長靴（安全靴が望ましい）、懐中電灯、水等）

□調査要領：①調査場所（区域）、調査要領を確認

②情報班員等との連絡手段、集合場所を打合せ

③報告要領

④災害対策本部への報告要領

4 災害発生後の被害状況調査時における留意事項

（１）調査時の安全確保

①自己の安全を確保（危険とみられる場所には入らない）

②2人以上で行動（単独で行動しない）

（２）被害状況の確認

ア 被害状況確認リスト（資料編参照）を用いて現場の被害状況を確認する。また、状況が容易に判読できるよう写真（動画）を撮影する（可能な限りでよい）。

イ 人命に関わる被害（要救助者や倒壊家屋等の発見）を現認またはその恐れがある場合、速やかに災害対策本部へ状況を報告し、指示を得る。

5 災害対策本部への報告要領

- (1) 事象1件につき被害状況確認リスト1枚を使用し、地図、写真等の資料を添えて災害対策本部事務局（危機管理課）に提出する。
- (2) 提出は、最も短時間かつ簡便な手段（メール、電話・FAX、手渡し等）を用いる。

※送付先 メール： crisis.mgmt@city.tateyama.chiba.jp
 FAX： 0470-22-8901
 手渡し： 危機管理課（館山市役所4号館2階）

- (3) 調査の結果、被害を確認できなかった（異常がなかった）場合でも、被害なしを災害対策本部事務局へ報告する。

6 報告・連絡先一覧

災害対策本部事務局（危機管理課）

番号	連絡先	電話番号	備考
1	館山市役所 危機管理課	0470-22-3442	
2	同 (FAX)	0470-22-8901	